

水道メーターの交換(無料)を行います

使用期限(8年間)の切れる水道メーターを交換します。

今回、交換の対象となるメーターは、フタの裏側に「23/〇(〇は10〜12の数字)」または「24/〇(〇は1〜9の数字)」と表示されているものです。

交換となるお宅には、市が委託した工事店が事前に案内を配布し、交換を行います。

交換にかかる費用は無料です。工費代金などは一切かかりません。作業員は腕章のほか、市の発行する身分証明書を携帯しています。

留守の場合でも宅地内で作業します。ご理解とご協力をお願いします。

交換の期間と対象地区

◆7月8日(金)〜8月12日(金)

(奇数月に検針している地区)

対象地区 栄町一〜三丁目、緑ヶ丘

四・五丁目、羽東一〜三丁目(一部)、

羽中一〜四丁目、羽加美一〜四丁目、

羽西一〜三丁目、小作台一〜五丁目、

羽690〜743番地(清流地区)

◆8月15日(月)〜9月16日(金)

(偶数月に検針している地区)

対象地区 川崎一〜四丁目、五ノ神一

〜四丁目、神明台一〜四丁目、緑ヶ

丘一〜三丁目、玉川一・二丁目、富

士見平一〜三丁目、羽東一〜三丁目、

双葉町一〜三丁目、羽字武蔵野地区、

五ノ神武蔵野地区、川崎武蔵野地区

※交換後は、水が一次的に濁ったり、

空気が出る場合があります。水をしばらく流してから使用してください。

問合せ 水道事務所 ☎ 5554-2269

「羽村にぎわい商品券」有効期限は7月31日(日)

市内共通商品券「羽村にぎわい商品券」の有効期限は、7月31日(日)です。

有効期限を過ぎると利用することができなくなります。まだ利用していない商品券を持っている方は、早めに利用してください。

「羽村にぎわい商品券」は、市内450余りの取扱い加盟店で利用すること

ができます。取扱い加盟店について詳しくは、羽村市商工会ホームページまたは市役所西分室2階産業活性化推進

室・羽村市商工会などで配布しているチラシをご覧ください。

問合せ 羽村市商工会 ☎ 5555-162

11/産業活性化推進室経済対策担当

教えて！消費生活センター

訪問販売で高価な布団を契約してしまった。解約できますか？



Q 教えて！

3日前、以前買った布団の点検、と言った業者が家にやってきました。見覚えのない業者でしたが、親切に話を聞いてくれました。

話の最後に20万円の新しい布団を勧められました。

断ると悪いような気がしたので契約し、代金の一部として10万円を支払いましたが、私にはやはり高価すぎると思いを直しました。

布団は2日間使ってしまったが、解約できますか。

A 答えします！

訪問販売で商品を購入した場合、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフ(無条件解約)ができます。商品を使用しているも返品ができます。

相談者には、特定記録郵便でクーリング・オフ通知のながきを出すようにアドバイスしました。

また、消費生活センターから業者に布団の返却方法と支払った代金の返金

方法を問い合わせたところ、布団は着払いでの返送を、代金は相談者の銀行口座へ振り込むとの回答があり、内容を相談者に伝えました。

トラブルを防ぐには

※過去の購入者名簿が業者間で出回っている場合があります。安易に業者を家に入れるのはやめましょう。

※その場での契約は控え、家族や友人に相談しましょう。

※クーリング・オフについて、詳しくは消費生活センターに問い合わせてください。

問合せ 消費生活センター

☎ 555-1111

消費生活センターでは、Eメールでの相談は受け付けていません。

困ったら、まず消費生活センターへ

福祉

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちが非行に陥った少年たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。期間中はさまざまな活動を行います。

駅頭広報活動

▼日時 7月1日(金)午前7時45分～8時45分／会場 羽村駅・小作駅

市内巡回広報活動

▼日時 7月13日(水)・20日(水)午前10時～正午／会場 市内全域

「社会を明るくする運動」西多摩大会

▼日時 7月26日(火)午後1時30分～／会場 秋川ふれあいセンター／入場料 無料

広報ビデオ上映会

『更生保護く立ち直りを支える地域のチカラ』

▼日時 7月28日(木)午後4時～／会場 ゆとろぎ小ホール

／入場料 無料

※直接会場へお越しください。

はむら夏まつりでの啓発活動

▼日時 7月30日(土)午後3時～／会場 はむら夏まつり会場

問合せ 社会福祉課庶務係

介護保険施設などの居住費・食費の負担軽減制度

介護保険施設などの居住費・食費は原則自己負担ですが、市民税非課税世帯の方には費用負担の一部を軽減する制度があります。制度の利用には、事前に申請が必要です。

▼対象 市民税非課税世帯で、介護保険施設に入所、またはシヨートステイを利用する方

◎問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

介護保険利用者負担額の軽減制度

介護保険サービスを利用するとき、市民税非課税世帯の方で次のすべてに該当する場合は、利用者負担額が軽減される制度があります。制度の利用には、事前に申請が必要です。

○世帯の年間収入額が基準額以下（一人世帯の場合15

0万円）であること

○世帯の預貯金などの額が基準額以下（一人世帯の場合350万円）であること

○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

○負担能力のある親族などに扶養されていないこと

○介護保険料の滞納がないこと

▼対象サービス 居宅介護（予防）サービスおよび施設介護サービス

※この制度の申し出をした事業者によるサービスに限り
ます。

◎問合せ 高齢福祉介護課介護保険係

原子爆弾被爆者の方へ見舞金の支給

原子爆弾被爆者の方に見舞金（年額1万円）を支給します。対象の方は請求してください。

▼対象 7月1日現在、市内在住（住民登録、外国人登録のある方）で、被爆者手帳を持っている方／申請期間 7月1日(金)～15日(金)／支給予定日 8月15日(月)

◎申請先・問合せ 社会福祉課庶務係

子育て

7月のおしゃべり場

「情報交換の場、出合いの場、友だちづくりの場」として利用してください。

▼7月のテーマ おむつはずれ

□西児童館 7月8日(金)

□東児童館 7月12日(火)

□中央児童館 7月14日(木)

※時間はいずれも午前10時30分～11時30分

※直接会場へお越しください。

◎問合せ 子ども家庭支援センター ☎578-2882

児童育成手当現況届の提出を忘れずに

6月に、児童育成手当を受給されている方へ現況届を送付しました。未提出の方は、早めに提出してください。

※現況届を提出しないと、資格継続の審査ができません。

◎提出先・問合せ 子育て支援課支援係

お知らせ インフォメーション

有料広告



ごみのことならおまかせ!!

粗大ゴミ・不用品・わけあり等の処分
お困りの際はお気軽にご連絡下さい!!

丸順商事(有)

☎ 554-2229 ☎ 富士見平2-1-14
FAX ☎ 554-7889

一般・産業廃棄物収集運搬業務



医療法人社団天陽会

柳田医院 内科 小児科・特定健診

日本糖尿病学会 糖尿病専門医

羽村市羽中 2-11-53 ※羽村市中央館近く

○診療時間 午前 8:30～12:30 午後 15:00～19:00 ※土曜日は～13:00
○休診日 日曜日・祝日

☎042-555-1800

●友の会あります ● 羽村 糖尿 検索

駐車場 ゆとりの 20台